

# 綾川町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 香川県綾川町

事 業 名 : 綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

本町の公共下水道は、昭和60年4月1日に供用開始した中讃流域下水道大東川処理区の流域関連公共下水道として、平成5年3月に下水道法に基づく事業の認可(認可日:平成5年3月31日 綾南町、平成5年11月30日 綾上町)を受け、平成11年5月に一部の区域について供用を開始しました。

平成24年度(平成25年3月27日付け)に協議を了した「綾川町流域関連特定環境保全公共下水道事業計画(変更)」において、より効率的な下水道事業の推進により、公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図り、快適な住民生活に寄与することとしていますが、下水道整備のピークは超えており平成23年度より事業費ベースで1億を割り込んでいる状況にあります。

また、平成27年度に策定した平成28年度～平成37年度の10年間をスパンとする香川県全県域生活排水処理構想(綾川町生活排水処理施設整備計画)において「下水道による整備をする区域」としている下水道事業計画区域(全体計画区域)のうち、いわゆる認可区域においては、早期の整備を図る必要がありますが、それ以外の区域については、下水道法に基づく「流域別下水道総合整備計画」及び「流域関連特定環境保全下水道事業計画」の見直しの中で、改めて精査し、「合併処理浄化槽による整備区域」とすることを検討する時期にあります。

また、ここ数年は人件費コストの削減や戸別訪問による未接続世帯の加入促進(平成27年度より実施)に取り組んでいますが、平成29年度からの「第2次綾川町振興計画」、「第3次綾川町行政改革大綱」、「第3次綾川町行政改革実施計画(集中改革プラン)」に基づき、「下水道整備事業の推進」から「既存施設のより効率的な下水道経営」への転換を図り下水道経営の安定化に努めます。

なお、平成31年度末を目標とする公営企業会計の移行については、人口3万人未満であることから努力義務とされていますが、その前提となる下水道資産の把握については、平成28年度決算から適用される公会計制度とも関連することから、逐次、下水道資産台帳の調製にも取り組む必要があります。

### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成11年5月1日 (17年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	20.0人/ha (9,504人/475.2ha)	流域下水道等への 接続の有無	有(中讃流域下水道(大東川処理区))
処理区数	13(綾南処理分区 7、綾上処理分区 6)		
処理場数	該当なし		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当なし		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

## ② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>下水道使用料は、旧町時代(旧綾上町:平成12年6月、旧綾南町:平成11年5月供用開始)には改定されておらず、合併時においては、旧綾南町の料金体系(旧綾上町を値下げ)に統一したところ です。</p> <p>その後、供用開始(平成11年、平成12年)から10年が経過し、資本投資による借入金の償還額が増大する中、中長期的に自立・安定した経営基盤の構築が図られるよう、平成19年12月議会において条例改正し、平成20年4月から現在の料金体系となりました。</p> <p>下水道使用料は、下水道法第20条の規定により、条例に定めることにより使用料を徴収することができることとされており、使用料の設定にあたっては、同法第20条第2項の規定により4つの原則、</p> <p>①使用の態様に応じて妥当なもの、                  ②適正な原価を超えないもの、                  ③定率又は定額をもって明確に定められていること、                  ④特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをするものでないこと</p> <p>により定められなければならないとされています。</p> <p>その原則のもと、概ね10年間は使用料改定を行わずに経営できる使用料体系との視点をもって近隣市町の動向も勘案した上で改正しており、近い将来において、使用料のあり方を再検討すべき時期にあります。</p>		
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>現在の使用料体系は次のとおりであり、基本料金10㎡まで:1,200円、超過料金(11㎡~20㎡):120円/㎡、(21㎡~40㎡):145円/㎡(41㎡~100㎡):165円/㎡、(100㎡~):190円/㎡</p> <p>水量累進性としています。</p>		
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>水道水以外の使用水量の認定基準(いわゆる井戸水使用者)</p> <p>排水メーター等による減量認定50㎡/1ヶ月以上</p> <p>この要領は、綾川町下水道条例(平成18年3月21日条例第128号。以下「条例」という。)第16条第2項第3号及び綾川町下水道条例施行規則(以下「規則」という。)第19条第1項の規定に基づき、「減量認定に関する事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)第5条第1項第5号に規定する排水メーターによる汚水量の認定(以下単に「認定」という。)に関する事項について定めるものとする。</p>		
<p>条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 2,520 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成25年度 3,226 円</p>
<p>平成26年度 2,592 円</p>	<p>平成26年度 3,313 円</p>		
<p>平成27年度 2,592 円</p>	<p>平成27年度 3,362 円</p>		

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

## ③ 組織

<p>職員数</p>	<p>3名(平成28年度)、4名(平成27年度)、5名(平成26年度)</p>
<p>事業運営組織</p>	<p>下水道課((公共下水道係、合併処理浄化槽係、農業集落排水事業係)                  綾川町課設置条例、綾川町行政組織規則第14条による                  ⇒平成29年度より下水道課を建設課に統合(平成29年3月23日議決)</p>

## (2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	該当なし
	イ 指定管理者制度	本町の公共下水道は、旧綾上地区に14箇所、旧綾南地区に10箇所のMPをもち、緊急通報装置を装備し、月次点検と年1～2回のポンプ引き揚げ清掃を行なっている。また、改正下水道法の施行により、「主要な管渠における腐食する恐れの大口径箇所の点検」が求められ、それらを業務委託により実施している現状にある。 指定管理者制度の導入の適否については今後の検討課題と考えている。
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

### (3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

本町の公共下水道は、流域関連特定環境保全公共下水道であり処理場をもたないこと、また、管渠においても法定耐用年数に対して経過年数が浅く、直ちに更新計画を定める状況にはありません。  
経営比較分析表にも記載のとおり、人口減少社会にあつて使用料収入の安定化を目指すため、中長期的な視点に立った下水道経営のあり方を検討する段階にあります。(未接続世帯の加入促進、大口使用者の需要動向調査など)

## 2. 経営の基本方針

本町の下水道経営に伴う主な収入は、使用料及び繰入金です。

繰入金については、毎年度、総務省副大臣により発出される「地方公営企業繰入金について(通知)」第10 下水道事業によるもので、本町の場合は、「2 分流式下水道等に要する経費」、「3 流域下水道の建設に要する経費」、「8 高資本費対策に要する経費」、「14 その他(下水道普及特対)」が該当します。

特に、「2 分流式下水道等に要する経費」については、平成18年度において合流式整備による下水道と分流式整備による下水道では現状の汚水資本費に大きな格差があること及び分流式下水道が公共用水域の水質保全への効果が高く公的便益がより大きく認められることを踏まえ、分流式下水道について汚水資本費の増加分に対する一般会計からの繰出しを行なう基準(月額3,000円/20㎡以上の使用料収入を徴していること)が加えられたものです。

本町の実質的な使用料単価は3,362円/20㎡(使用料収入総額/有収水量)であり、その繰出基準を満たしている現状にはありますが、条例上の使用料単価は、月額2,592円/20㎡(一般家庭)であり、この要因は大口利用者(大型商業施設、製造事業者)の使用料収入額が総収入額の概ね50%を占めることによるものです。

今後においても、「2 分流式下水道等に要する経費」の繰出しは必要であり、適正な使用料単価を維持するための方策について検討します。

支出においては、汚水維持管理費、汚水資本費とも固定費的な性質を要することからその削減幅は僅少とならざるを得ません。  
また、建設改良(投資、資産形成)については概ね数年で下水道整備の概成を終える予定です。

## 3. 投資・財政計画(収支計画)

### (1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

### (2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

#### ① 収支計画のうち投資についての説明

<ul style="list-style-type: none"><li>・投資の目標に関する事項 「綾川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「都市計画マスタープラン」等に基づく、政策的な開発に伴ない必要となる下水道整備事業を除き、概ね2年間を目途に下水道整備事業の概成を図る。</li><li>・管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 【管渠】建設改良費 平成29年度：管渠〇〇mを整備 平成30年度～平成35年度：末端受益地整備(宅内取付管工事、小規模団地整備) 平成36年度：都市計画法に基づく都市需要が生じた時点で整備 平成37年度～平成38年度：末端受益地整備(宅内取付管工事、小規模団地整備)  【処理場】中讃流域下水道(大東川処理区)建設費負担金 中讃流域下水道(大東川処理区)経営計画書による本町予定負担額 平成29年度：9,910千円、平成30年度：15,320千円、平成31年度：26,610千円、平成32年度：41,055千円、平成33年度：35,146千円、 平成34年度：17,516千円、平成35年度以降：未定(次期経営計画による)につき、平成34年度ベースで計上</li><li>・広域化・共同化・最適化に関する事項 特になし</li><li>・投資の平準化に関する事項 計画期間内においては、特に平準化を図る必要性はありません。</li><li>・民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど) 特になし</li><li>・防災・安全対策に関する事項 平成28年度において、綾川町下水道BCP(業務継続計画)・「簡易版」を策定済、平成28年度以降、ブラッシュアップによる同計画の「網羅版」を</li></ul>
--

#### ② 収支計画のうち財源についての説明

<p>※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。</p> <p>&lt;取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・財源の目標に関する事項：安定的な使用料収入の確保を図る。</li><li>・使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項：前回改定から10年が経過する時期にあり今後の検討課題である。</li><li>・企業債に関する事項：今後10年間においては大きな投資は予定していない。</li><li>・繰入金に関する事項：現状の繰入額で推移する見込み</li><li>・資産の有効活用に関する事項：該当なし</li><li>・その他 該当なし</li></ul>
---

#### ③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

<p>※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。</p> <p>&lt;取組&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) 現時点での具体的な取り組みはありません。</li><li>・職員給与費に関する事項 平成26年度より人員削減による経費の節減を図っています。</li><li>・動力費に関する事項 特になし</li><li>・薬品費に関する事項 特になし</li><li>・修繕費に関する事項 主に、マンホールポンプ場(24箇所)のポンプ修繕費、異常通報装置の更新、道路占有者からの申し出によるマンホール高調整等に伴う修繕費などの必要経費であり大幅な削減は見込めません。</li><li>・委託費に関する事項 マンホールポンプ場の維持管理に要する経費、下水道台帳整備に要する経費であり大幅な削減は見込めません。</li><li>・その他</li></ul>
---

### (3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当なし
投資の平準化に関する事項	概ね数年で投資を終えるため特に平準化を検討する必要性がない。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	企業会計への移行が「努力義務」とされているが、当面は、下水道資産台帳の整備により、減価償却費を把握し「公会計制度」に対応する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成20年度に概ね10年間を見据えた使用料を設定しているが、次期改定に向けた基礎資料、検討資料の作成に取組む。なお、改定期間については、水道事業に使用料徴収を委託しているため、水道事業の広域化の推移を見極めたうえで判断する。
資産活用による収入増加の取組について	下水道台帳の帳票、図面交付に対する交付手数料の徴収の適否を検討する。
その他の取組	「下水道標語の募集による啓発活動」に加え、マンホール缶バッジ、マンホールカードなど啓発グッズを活用した下水道事業の啓発を検討し、適切な下水道使用や下水道使用料の改定など、下水道経営に対する住民理解を得られるよう努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点での具体的な取り組みはありません。
職員給与費に関する事項	平成26年度より人員削減による経費の節減を図っています。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	マンホールポンプ場の維持管理に要する経費、下水道台帳整備に要する経費
委託費に関する事項	マンホールポンプ場の維持管理に要する経費、下水道台帳整備に要する経費であり大幅な削減は見込めません。
その他の取組	特になし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	決算統計に基づく年度毎の経営状況表の作成により事後検証を図る。
---------------------	---------------------------------

(法非適用企業)

## 収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	
		前	後													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	404,415	405,800	402,500	391,600	391,000	390,500	390,000	389,400	388,900	378,400	357,900	357,400			
	(1) 営 業 収 益 (B)	183,864	185,000	181,600	181,100	180,500	180,000	179,500	178,900	178,400	177,900	177,400	176,900			
	ア 料 金 収 入	183,864	185,000	181,600	181,100	180,500	180,000	179,500	178,900	178,400	177,900	177,400	176,900			
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)															
	ウ そ の 他															
	(2) 営 業 外 収 益	220,551	220,800	220,900	210,500	210,500	210,500	210,500	210,500	210,500	210,500	200,500	180,500	180,500		
	ア 他 会 計 繰 入 金	220,300	220,000	220,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	200,000	180,000	180,000		
	イ そ の 他	251	800	900	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500		
	2 総 費 用 (D)	223,169	214,467	210,900	207,200	203,300	199,300	195,100	190,900	186,800	182,800	179,100	175,800			
	(1) 営 業 費 用	158,741	153,667	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600	153,600		
	ア 職 員 給 与 費	23,711	17,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000		
	ウ ち 退 職 手 当															
	イ そ の 他	135,030	136,667	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600	146,600		
(2) 営 業 外 費 用	64,428	60,800	57,300	53,600	49,700	45,700	41,500	37,300	33,200	29,200	25,500	22,200				
ア 支 払 利 息	64,428	60,800	57,300	53,600	49,700	45,700	41,500	37,300	33,200	29,200	25,500	22,200				
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息																
イ そ の 他																
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	181,246	191,333	191,600	184,400	187,700	191,200	194,900	198,500	202,100	195,600	178,800	181,600				
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	60,769	98,350	40,100	18,000	18,000	28,000	28,000	16,000	16,000	58,000	16,000	16,000			
	(1) 地 方 債	18,000	47,200	10,300							20,000					
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債															
	(2) 他 会 計 補 助 金	18,327	13,600	15,000	15,000	15,000	25,000	25,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000			
	(3) 他 会 計 借 入 金															
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金															
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	20,000	27,750	8,800								22,000				
	(6) 工 事 負 担 金	4,204	9,800	6,000	3,000	3,000	3,000	3,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000		
	(7) そ の 他	238														
	2 資 本 的 支 出 (G)	235,186	282,970	225,900	197,400	212,900	231,700	230,500	215,300	214,700	243,200	199,200	188,700			
	(1) 建 設 改 良 費	74,283	117,800	58,400	25,300	36,600	51,100	45,100	27,500	27,500	61,500	27,500	27,500			
	ウ ち 職 員 給 与 費	7,175	9,550													
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	160,903	165,170	167,500	172,100	176,300	180,600	185,400	187,800	187,200	181,700	171,700	161,200			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金																
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金																
(5) そ の 他																
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 174,417	△ 184,620	△ 185,800	△ 179,400	△ 194,900	△ 203,700	△ 202,500	△ 199,300	△ 198,700	△ 185,200	△ 183,200	△ 172,700				

(法非適用企業)

## 収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
				(E)+(I) (J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	6,829	6,713	5,800	5,000	△ 7,200	△ 12,500	△ 7,600	△ 800	3,400	10,400	△ 4,400	8,900
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	11,356	18,185	24,898	30,698	35,698	28,498	15,998	8,398	7,598	10,998	21,398	16,998
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O)	18,185	24,898	30,698	35,698	28,498	15,998	8,398	7,598	10,998	21,398	16,998	25,898
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)	18,185	24,898	30,698	35,698	28,498	15,998	8,398	7,598	10,998	21,398	16,998	25,898
	赤 字 (S)												
赤 字 比 率	$\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	105.3	106.9	106.4	103.2	103.0	102.8	102.5	102.8	104.0	103.8	102.0	106.1
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	183,864	185,000	181,600	181,100	180,500	180,000	179,500	178,900	178,400	177,900	177,400	176,900
地方財政法による 資金不足の比率	$((T)/(U) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)	183,864	185,000	181,600	181,100	180,500	180,000	179,500	178,900	178,400	177,900	177,400	176,900
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((V)/(X) \times 100)$												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)	2,948,271	2,830,300	2,647,900	2,488,000	2,313,700	2,135,000	1,951,600	1,767,600	1,584,700	1,429,300	1,260,200	1,101,100

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 決算 見込	本年度	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
収益的収支分		220,300	220,000	220,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000	200,000	180,000	180,000
	うち基準内繰入金	199,957	193,837	195,900	197,700	198,600	199,400	200,500	199,300	195,100	186,100	172,900	159,600
	うち基準外繰入金	20,343	26,163	24,100	12,300	11,400	10,600	9,500	10,700	14,900	13,900	7,100	20,400
資本的収支分		18,327	13,600	15,000	15,000	15,000	25,000	25,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	うち基準内繰入金	18,327	13,600	15,000	15,000	15,000	25,000	25,000	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	うち基準外繰入金												
合 計		238,627	233,600	235,000	225,000	225,000	235,000	235,000	225,000	225,000	215,000	195,000	195,000

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。